



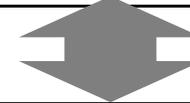
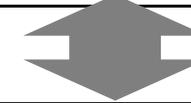
地域WGの設置について

2024年10月3日

環境省環境再生・資源循環局

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会(第17回)

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会

				
	<h3>CT</h3>	<h3>地域WG</h3>	<h3>再生利用WG</h3>	<h3>技術WG</h3>
各WG等	コミュニケーション 推進チーム	中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループ	中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討ワーキンググループ	中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討ワーキンググループ
	※ 再生利用や最終処分に関する <u>理解醸成活動</u> について検討	※ <u>地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方</u> について検討	※ <u>再生資材化した除去土壌を安全に利用する方策</u> について検討	※ <u>減容技術等の評価や技術の組み合わせ、最終処分等</u> の検討

本年1月に新たに設置

- 2045年3月までの福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現は、事故の環境汚染により福島の住民が既に過重な負担を負っていることも踏まえ、法律に規定された国の責務。日本の最重要課題の一つである福島復興に貢献した「除染」によって、大量に発生した除去土壌等への対処については、国民の理解の下、政府一体となって進めることが重要。

※JESCO法において、福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始30年以内（2045年3月まで）の県外最終処分の方針を規定。

※放射性物質による環境の汚染に対処するため講ぜられる措置に係る費用は、除染特措法第44条の規定に基づき、関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとされている。

- 県外最終処分の実現に向けて、これまで技術開発戦略及び工程表に基づき、全国的な理解醸成の取組を進めるとともに、減容に関する技術開発や、再生利用の技術的な検討などを実施しており、これらの成果を踏まえた上で、戦略目標年（2024年度）に向けて、最終処分場の構造、必要面積等について、実現可能ないくつかのシナリオを提示するとともに、最終処分・再生利用に関する基準省令や再生利用に係る技術ガイドラインをとりまとめることとしている。
- 2025年度以降は、再生利用、最終処分の具体化に向けて、再生利用や最終処分の事業実施に係る検討を進めることを想定。このため、本WGを設置し、次ページの通り、再生利用・最終処分に係る議論及び成果のとりまとめを行いたい。

<最終処分>

戦略目標年（2024年度）に向けて、技術的観点から複数の最終処分のシナリオが取りまとめられる予定（技術WGにて議論）。2025年度以降、各シナリオに応じて事業実施に係る対象地域の具体的な検討方法等を本格的に議論していくことを想定し、先立って必要な論点整理を行う。また、事業の各段階における地域のステークホルダーとのコミュニケーション及び地域共生のあり方についても議論し、2025年度以降の議論に反映する。

※ なお、福島県外での最終処分の方針や再生利用の必要性等に係る全国的な理解醸成のための取組については、コミュニケーション推進チーム（CT）で議論。

<再生利用>

事業の各段階※における、地域住民を始めとした地域のステークホルダーとのコミュニケーション及び地域共生のあり方について議論する。

※公共事業における事業段階の考え方の例：

- ①構想段階、②調査・計画段階、③設計段階、④施工段階、⑤維持管理段階